【平成19年6月27日法律第102号改正後】

（取引証拠金の預託）

第百十九条　金融商品取引所（その取引所金融商品市場における市場デリバティブ取引（内閣総理大臣の定めるものを除く。以下この条において同じ。）の全部又は一部に関し、他の金融商品取引清算機関に金融商品債務引受業を行わせる旨を定款で定めた場合にあつては、当該市場デリバティブ取引について金融商品債務引受業を行う金融商品取引清算機関。第四項において同じ。）は、市場デリバティブ取引について、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

一　会員等が自己の計算において市場デリバティブ取引を行う場合又は会員等がその受託した市場デリバティブ取引を第三項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行う場合　当該会員等

二　会員等がその受託した市場デリバティブ取引（会員等に対する市場デリバティブ取引の委託の取次ぎを引き受けた者（以下この条において「取次者」という。）から受託した当該市場デリバティブ取引（以下この条において「取次市場デリバティブ取引」という。）を除く。以下この号において同じ。）を行う場合（前号に掲げる場合を除く。）　当該市場デリバティブ取引の委託者（会員等に対して市場デリバティブ取引を委託した者であつて取次者でないものをいう。第三項において同じ。）

三　会員等が、次項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託した取次市場デリバティブ取引を行う場合（第一号に掲げる場合を除く。）　当該取次者

四　会員等が取次市場デリバティブ取引を行う場合（第一号及び前号に掲げる場合を除く。）　当該取次市場デリバティブ取引の委託の取次ぎの申込みをした者（以下この条において「申込者」という。）

２　取次者は、市場デリバティブ取引の委託の取次ぎの引受けについて、内閣府令で定めるところにより、申込者に、当該取次者に取次証拠金を預託させることができる。

３　会員等は、市場デリバティブ取引の受託について、内閣府令で定めるところにより、委託者又は取次者（当該市場デリバティブ取引が、前項の規定に基づく取次証拠金の預託を申込者から受けていない取次者から受託した取次市場デリバティブ取引である場合にあつては、申込者）に、当該会員等に委託証拠金を預託させることができる。

４　金融商品取引所は、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定に基づき預託を受けた取引証拠金を管理しなければならない。

５　第一項の取引証拠金、第二項の取次証拠金及び第三項の委託証拠金は、内閣府令で定めるところにより、有価証券その他内閣府令で定めるものをもつて充てることができる。

６　第百十五条第一項の規定は、第一項の取引証拠金（内閣府令で定めるものに限る。）について準用する。この場合において、同条第一項中「有価証券の売買又は市場デリバティブ取引」とあるのは、「市場デリバティブ取引」と読み替えるものとする。

【平成19年6月27日 法律第102号】 （改正なし）

【平成19年6月27日 法律第99号】 （改正なし）

【平成19年6月8日 法律第78号】 （改正なし）

【平成19年6月1日 法律第74号】 （改正なし）

【平成19年5月30日 法律第64号】 （改正なし）

【平成19年5月25日 法律第58号】 （改正なし）

【平成19年5月16日 法律第47号】 （改正なし）

【平成18年12月20日 法律第115号】 （改正なし）

【平成18年12月15日 法律第109号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第66号】 （改正なし）

【平成18年6月14日 法律第65号】

（改正後）

（取引証拠金の預託）

第百十九条　金融商品取引所（その取引所金融商品市場における市場デリバティブ取引（内閣総理大臣の定めるものを除く。以下この条において同じ。）の全部又は一部に関し、他の金融商品取引清算機関に金融商品債務引受業を行わせる旨を定款で定めた場合にあつては、当該市場デリバティブ取引について金融商品債務引受業を行う金融商品取引清算機関。第四項において同じ。）は、市場デリバティブ取引について、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

一　会員等が自己の計算において市場デリバティブ取引を行う場合又は会員等がその受託した市場デリバティブ取引を第三項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行う場合　当該会員等

二　会員等がその受託した市場デリバティブ取引（会員等に対する市場デリバティブ取引の委託の取次ぎを引き受けた者（以下この条において「取次者」という。）から受託した当該市場デリバティブ取引（以下この条において「取次市場デリバティブ取引」という。）を除く。以下この号において同じ。）を行う場合（前号に掲げる場合を除く。）　当該市場デリバティブ取引の委託者（会員等に対して市場デリバティブ取引を委託した者であつて取次者でないものをいう。第三項において同じ。）

三　会員等が、次項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託した取次市場デリバティブ取引を行う場合（第一号に掲げる場合を除く。）　当該取次者

四　会員等が取次市場デリバティブ取引を行う場合（第一号及び前号に掲げる場合を除く。）　当該取次市場デリバティブ取引の委託の取次ぎの申込みをした者（以下この条において「申込者」という。）

２　取次者は、市場デリバティブ取引の委託の取次ぎの引受けについて、内閣府令で定めるところにより、申込者に、当該取次者に取次証拠金を預託させることができる。

３　会員等は、市場デリバティブ取引の受託について、内閣府令で定めるところにより、委託者又は取次者（当該市場デリバティブ取引が、前項の規定に基づく取次証拠金の預託を申込者から受けていない取次者から受託した取次市場デリバティブ取引である場合にあつては、申込者）に、当該会員等に委託証拠金を預託させることができる。

４　金融商品取引所は、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定に基づき預託を受けた取引証拠金を管理しなければならない。

５　第一項の取引証拠金、第二項の取次証拠金及び第三項の委託証拠金は、内閣府令で定めるところにより、有価証券その他内閣府令で定めるものをもつて充てることができる。

６　第百十五条第一項の規定は、第一項の取引証拠金（内閣府令で定めるものに限る。）について準用する。この場合において、同条第一項中「有価証券の売買又は市場デリバティブ取引」とあるのは、「市場デリバティブ取引」と読み替えるものとする。

（改正前）

（新設）

第百八条の三　証券取引所（その取引所有価証券市場における証券先物取引等（内閣総理大臣の定めるものを除く。以下この条において同じ。）の全部又は一部に関し、他の証券取引清算機関に有価証券債務引受業を行わせる旨を定款で定めた場合にあつては、当該証券先物取引等について有価証券債務引受業を行う証券取引清算機関。第四項において同じ。）は、証券先物取引等について、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

一　会員等が自己の計算において証券先物取引等を行う場合又は会員等がその受託した証券先物取引等を第三項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行う場合　当該会員等

二　会員等がその受託した証券先物取引等（会員等に対する証券先物取引等の委託の取次ぎを引き受けた者（以下この条において「取次者」という。）から受託した当該証券先物取引等（以下この条において「取次証券先物取引等」という。）を除く。以下この号において同じ。）を行う場合（前号に掲げる場合を除く。）　当該証券先物取引等の委託者（会員等に対して証券先物取引等を委託した者であつて取次者でないものをいう。第三項において同じ。）

三　会員等が、次項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託した取次証券先物取引等を行う場合（第一号に掲げる場合を除く。）　当該取次者

四　会員等が取次証券先物取引等を行う場合（第一号及び前号に掲げる場合を除く。）　当該取次証券先物取引等の委託の取次ぎの申込みをした者（以下この条において「申込者」という。）

②　取次者は、証券先物取引等の委託の取次ぎの引受けについて、内閣府令で定めるところにより、申込者をして、当該取次者に取次証拠金を預託させることができる。

③　会員等は、証券先物取引等の受託について、内閣府令で定めるところにより、委託者又は取次者（当該証券先物取引等が、前項の規定に基づく取次証拠金の預託を申込者から受けていない取次者から受託した取次証券先物取引等である場合にあつては、申込者）をして、当該会員等に委託証拠金を預託させることができる。

④　証券取引所は、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定に基づき預託を受けた取引証拠金を管理しなければならない。

⑤　第一項の取引証拠金、第二項の取次証拠金及び第三項の委託証拠金は、内閣府令で定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

⑥　第百七条の五第一項の規定は、第一項の取引証拠金（内閣府令で定めるものに限る。）について準用する。この場合において、同条第一項中「有価証券の売買等」とあるのは、「証券先物取引等」と読み替えるものとする。

【平成17年10月21日 法律第102号】 （改正なし）

【平成17年7月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成17年6月29日 法律第76号】 （改正なし）

【平成17年5月6日 法律第40号】 （改正なし）

【平成16年12月10日 法律第165号】 （改正なし）

【平成16年12月8日 法律第159号】 （改正なし）

【平成16年12月3日 法律第154号】 （改正なし）

【平成16年12月1日 法律第147号】 （改正なし）

【平成16年6月18日 法律第124号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第97号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第88号】 （改正なし）

【平成16年6月9日 法律第87号】 （改正なし）

【平成16年6月2日 法律第76号】 （改正なし）

【平成16年5月12日 法律第43号】 （改正なし）

【平成15年7月30日 法律第132号】 （改正なし）

【平成15年6月6日 法律第67号】 （改正なし）

【平成15年5月30日 法律第54号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第155号】 （改正なし）

【平成14年12月13日 法律第152号】 （改正なし）

【平成14年6月12日 法律第65号】

（改正後）

第百八条の三　証券取引所（その取引所有価証券市場における証券先物取引等（内閣総理大臣の定めるものを除く。以下この条において同じ。）の全部又は一部に関し、他の証券取引清算機関に有価証券債務引受業を行わせる旨を定款で定めた場合にあつては、当該証券先物取引等について有価証券債務引受業を行う証券取引清算機関。第四項において同じ。）は、証券先物取引等について、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

一　会員等が自己の計算において証券先物取引等を行う場合又は会員等がその受託した証券先物取引等を第三項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行う場合　当該会員等

二　会員等がその受託した証券先物取引等（会員等に対する証券先物取引等の委託の取次ぎを引き受けた者（以下この条において「取次者」という。）から受託した当該証券先物取引等（以下この条において「取次証券先物取引等」という。）を除く。以下この号において同じ。）を行う場合（前号に掲げる場合を除く。）　当該証券先物取引等の委託者（会員等に対して証券先物取引等を委託した者であつて取次者でないものをいう。第三項において同じ。）

三　会員等が、次項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託した取次証券先物取引等を行う場合（第一号に掲げる場合を除く。）　当該取次者

四　会員等が取次証券先物取引等を行う場合（第一号及び前号に掲げる場合を除く。）　当該取次証券先物取引等の委託の取次ぎの申込みをした者（以下この条において「申込者」という。）

②　取次者は、証券先物取引等の委託の取次ぎの引受けについて、内閣府令で定めるところにより、申込者をして、当該取次者に取次証拠金を預託させることができる。

③　会員等は、証券先物取引等の受託について、内閣府令で定めるところにより、委託者又は取次者（当該証券先物取引等が、前項の規定に基づく取次証拠金の預託を申込者から受けていない取次者から受託した取次証券先物取引等である場合にあつては、申込者）をして、当該会員等に委託証拠金を預託させることができる。

④　証券取引所は、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定に基づき預託を受けた取引証拠金を管理しなければならない。

⑤　第一項の取引証拠金、第二項の取次証拠金及び第三項の委託証拠金は、内閣府令で定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

⑥　第百七条の五第一項の規定は、第一項の取引証拠金（内閣府令で定めるものに限る。）について準用する。この場合において、同条第一項中「有価証券の売買等」とあるのは、「証券先物取引等」と読み替えるものとする。

（改正前）

第百八条の三　証券取引所は、証券先物取引等（内閣総理大臣の定めるものを除く。以下この条において同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

一　会員等が自己の計算において証券先物取引等を行う場合又は会員等がその受託した証券先物取引等を第三項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行う場合　当該会員等

二　会員等がその受託した証券先物取引等（会員等に対する証券先物取引等の委託の取次ぎを引き受けた者（以下この条において「取次者」という。）から受託した当該証券先物取引等（以下この条において「取次証券先物取引等」という。）を除く。以下この号において同じ。）を行う場合（前号に掲げる場合を除く。）　当該証券先物取引等の委託者（会員等に対して証券先物取引等を委託した者であつて取次者でないものをいう。第三項において同じ。）

三　会員等が、次項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託した取次証券先物取引等を行う場合（第一号に掲げる場合を除く。）　当該取次者

四　会員等が取次証券先物取引等を行う場合（第一号及び前号に掲げる場合を除く。）　当該取次証券先物取引等の委託の取次ぎの申込みをした者（以下この条において「申込者」という。）

②　取次者は、証券先物取引等の委託の取次ぎの引受けについて、内閣府令で定めるところにより、申込者をして、当該取次者に取次証拠金を預託させることができる。

③　会員等は、証券先物取引等の受託について、内閣府令で定めるところにより、委託者又は取次者（当該証券先物取引等が、前項の規定に基づく取次証拠金の預託を申込者から受けていない取次者から受託した取次証券先物取引等である場合にあつては、申込者）をして、当該会員等に委託証拠金を預託させることができる。

④　証券取引所は、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定に基づき預託を受けた取引証拠金を管理しなければならない。

⑤　第一項の取引証拠金、第二項の取次証拠金及び第三項の委託証拠金は、内閣府令で定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

⑥　第百七条の五第一項の規定は、第一項の取引証拠金（内閣府令で定めるものに限る。）について準用する。この場合において、同条第一項中「有価証券の売買等」とあるのは、「証券先物取引等」と読み替えるものとする。

【平成14年5月29日 法律第47号】 （改正なし）

【平成14年5月29日 法律第45号】 （改正なし）

【平成13年11月30日 法律第134号】 （改正なし）

【平成13年11月28日 法律第129号】 （改正なし）

【平成13年11月9日 法律第117号】 （改正なし）

【平成13年6月29日 法律第80号】 （改正なし）

【平成13年6月27日 法律第75号】 （改正なし）

【平成13年6月8日 法律第41号】 （改正なし）

【平成12年11月29日 法律第129号】 （改正なし）

【平成12年11月27日 法律第126号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第97号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第96号】

（改正後）

第百八条の三　証券取引所は、証券先物取引等（内閣総理大臣の定めるものを除く。以下この条において同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

一　会員等が自己の計算において証券先物取引等を行う場合又は会員等がその受託した証券先物取引等を第三項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行う場合　当該会員等

二　会員等がその受託した証券先物取引等（会員等に対する証券先物取引等の委託の取次ぎを引き受けた者（以下この条において「取次者」という。）から受託した当該証券先物取引等（以下この条において「取次証券先物取引等」という。）を除く。以下この号において同じ。）を行う場合（前号に掲げる場合を除く。）　当該証券先物取引等の委託者（会員等に対して証券先物取引等を委託した者であつて取次者でないものをいう。第三項において同じ。）

三　会員等が、次項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託した取次証券先物取引等を行う場合（第一号に掲げる場合を除く。）　当該取次者

四　会員等が取次証券先物取引等を行う場合（第一号及び前号に掲げる場合を除く。）　当該取次証券先物取引等の委託の取次ぎの申込みをした者（以下この条において「申込者」という。）

②　取次者は、証券先物取引等の委託の取次ぎの引受けについて、内閣府令で定めるところにより、申込者をして、当該取次者に取次証拠金を預託させることができる。

③　会員等は、証券先物取引等の受託について、内閣府令で定めるところにより、委託者又は取次者（当該証券先物取引等が、前項の規定に基づく取次証拠金の預託を申込者から受けていない取次者から受託した取次証券先物取引等である場合にあつては、申込者）をして、当該会員等に委託証拠金を預託させることができる。

④　証券取引所は、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定に基づき預託を受けた取引証拠金を管理しなければならない。

⑤　第一項の取引証拠金、第二項の取次証拠金及び第三項の委託証拠金は、内閣府令で定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

⑥　第百七条の五第一項の規定は、第一項の取引証拠金（内閣府令で定めるものに限る。）について準用する。この場合において、同条第一項中「有価証券の売買等」とあるのは、「証券先物取引等」と読み替えるものとする。

（改正前）

第百八条の三　証券取引所は、証券先物取引等（内閣総理大臣の定めるものを除く。以下この条において同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

一　会員が自己の計算において証券先物取引等を行う場合又は会員がその受託した証券先物取引等を第三項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行う場合　当該会員

二　会員がその受託した証券先物取引等（会員に対する証券先物取引等の委託の取次ぎを引き受けた者（以下この条において「取次者」という。）から受託した当該証券先物取引等（以下この条において「取次証券先物取引等」という。）を除く。以下この号において同じ。）を行う場合（前号に掲げる場合を除く。）　当該証券先物取引等の委託者（会員に対して証券先物取引等を委託した者であつて取次者でないものをいう。第三項において同じ。）

三　会員が、次項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託した取次証券先物取引等を行う場合（第一号に掲げる場合を除く。）　当該取次者

四　会員が取次証券先物取引等を行う場合（第一号及び前号に掲げる場合を除く。）　当該取次証券先物取引等の委託の取次ぎの申込みをした者（以下この条において「申込者」という。）

②　取次者は、証券先物取引等の委託の取次ぎの引受けについて、内閣府令で定めるところにより、申込者をして、当該取次者に取次証拠金を預託させることができる。

③　会員は、証券先物取引等の受託について、内閣府令で定めるところにより、委託者又は取次者（当該証券先物取引等が、前項の規定に基づく取次証拠金の預託を申込者から受けていない取次者から受託した取次証券先物取引等である場合にあつては、申込者）をして、当該会員に委託証拠金を預託させることができる。

④　証券取引所は、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定に基づき預託を受けた取引証拠金を管理しなければならない。

⑤　第一項の取引証拠金、第二項の取次証拠金及び第三項の委託証拠金は、内閣府令で定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

⑥　第百二十一条第一項の規定は、第一項の取引証拠金（内閣府令で定めるものに限る。）について準用する。この場合において、同条第一項中「有価証券の売買等」とあるのは、「証券先物取引等」と読み替えるものとする。

【平成12年5月31日 法律第93号】 （改正なし）

【平成12年5月31日 法律第91号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第225号】 （改正なし）

【平成11年12月22日 法律第160号】

（改正後）

第百八条の三　証券取引所は、証券先物取引等（内閣総理大臣の定めるものを除く。以下この条において同じ。）について、内閣府令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

一　会員が自己の計算において証券先物取引等を行う場合又は会員がその受託した証券先物取引等を第三項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行う場合　当該会員

二　会員がその受託した証券先物取引等（会員に対する証券先物取引等の委託の取次ぎを引き受けた者（以下この条において「取次者」という。）から受託した当該証券先物取引等（以下この条において「取次証券先物取引等」という。）を除く。以下この号において同じ。）を行う場合（前号に掲げる場合を除く。）　当該証券先物取引等の委託者（会員に対して証券先物取引等を委託した者であつて取次者でないものをいう。第三項において同じ。）

三　会員が、次項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託した取次証券先物取引等を行う場合（第一号に掲げる場合を除く。）　当該取次者

四　会員が取次証券先物取引等を行う場合（第一号及び前号に掲げる場合を除く。）　当該取次証券先物取引等の委託の取次ぎの申込みをした者（以下この条において「申込者」という。）

②　取次者は、証券先物取引等の委託の取次ぎの引受けについて、内閣府令で定めるところにより、申込者をして、当該取次者に取次証拠金を預託させることができる。

③　会員は、証券先物取引等の受託について、内閣府令で定めるところにより、委託者又は取次者（当該証券先物取引等が、前項の規定に基づく取次証拠金の預託を申込者から受けていない取次者から受託した取次証券先物取引等である場合にあつては、申込者）をして、当該会員に委託証拠金を預託させることができる。

④　証券取引所は、内閣府令で定めるところにより、第一項の規定に基づき預託を受けた取引証拠金を管理しなければならない。

⑤　第一項の取引証拠金、第二項の取次証拠金及び第三項の委託証拠金は、内閣府令で定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

⑥　第百二十一条第一項の規定は、第一項の取引証拠金（内閣府令で定めるものに限る。）について準用する。この場合において、同条第一項中「有価証券の売買等」とあるのは、「証券先物取引等」と読み替えるものとする。

（改正前）

第百八条の三　証券取引所は、証券先物取引等（大蔵大臣の定めるものを除く。以下この条において同じ。）について、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

一　会員が自己の計算において証券先物取引等を行う場合又は会員がその受託した証券先物取引等を第三項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行う場合　当該会員

二　会員がその受託した証券先物取引等（会員に対する証券先物取引等の委託の取次ぎを引き受けた者（以下この条において「取次者」という。）から受託した当該証券先物取引等（以下この条において「取次証券先物取引等」という。）を除く。以下この号において同じ。）を行う場合（前号に掲げる場合を除く。）　当該証券先物取引等の委託者（会員に対して証券先物取引等を委託した者であつて取次者でないものをいう。第三項において同じ。）

三　会員が、次項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託した取次証券先物取引等を行う場合（第一号に掲げる場合を除く。）　当該取次者

四　会員が取次証券先物取引等を行う場合（第一号及び前号に掲げる場合を除く。）　当該取次証券先物取引等の委託の取次ぎの申込みをした者（以下この条において「申込者」という。）

②　取次者は、証券先物取引等の委託の取次ぎの引受けについて、大蔵省令で定めるところにより、申込者をして、当該取次者に取次証拠金を預託させることができる。

③　会員は、証券先物取引等の受託について、大蔵省令で定めるところにより、委託者又は取次者（当該証券先物取引等が、前項の規定に基づく取次証拠金の預託を申込者から受けていない取次者から受託した取次証券先物取引等である場合にあつては、申込者）をして、当該会員に委託証拠金を預託させることができる。

④　証券取引所は、大蔵省令で定めるところにより、第一項の規定に基づき預託を受けた取引証拠金を管理しなければならない。

⑤　第一項の取引証拠金、第二項の取次証拠金及び第三項の委託証拠金は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

⑥　第百二十一条第一項の規定は、第一項の取引証拠金（大蔵省令で定めるものに限る。）について準用する。この場合において、同条第一項中「有価証券の売買等」とあるのは、「証券先物取引等」と読み替えるものとする。

【平成11年12月8日 法律第151号】 （改正なし）

【平成11年8月13日 法律第125号】 （改正なし）

【平成11年6月23日 法律第80号】 （改正なし）

【平成10年10月16日 法律第131号】 （改正なし）

【平成10年10月13日 法律第118号】 （改正なし）

【平成10年6月15日 法律第107号】

（改正後）

第百八条の三　証券取引所は、証券先物取引等（大蔵大臣の定めるものを除く。以下この条において同じ。）について、大蔵省令で定めるところにより、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者から、取引証拠金の預託を受けなければならない。

一　会員が自己の計算において証券先物取引等を行う場合又は会員がその受託した証券先物取引等を第三項の規定に基づき委託証拠金の預託を受けて行う場合　当該会員

二　会員がその受託した証券先物取引等（会員に対する証券先物取引等の委託の取次ぎを引き受けた者（以下この条において「取次者」という。）から受託した当該証券先物取引等（以下この条において「取次証券先物取引等」という。）を除く。以下この号において同じ。）を行う場合（前号に掲げる場合を除く。）　当該証券先物取引等の委託者（会員に対して証券先物取引等を委託した者であつて取次者でないものをいう。第三項において同じ。）

三　会員が、次項の規定に基づき取次証拠金の預託を受けている取次者から受託した取次証券先物取引等を行う場合（第一号に掲げる場合を除く。）　当該取次者

四　会員が取次証券先物取引等を行う場合（第一号及び前号に掲げる場合を除く。）　当該取次証券先物取引等の委託の取次ぎの申込みをした者（以下この条において「申込者」という。）

②　取次者は、証券先物取引等の委託の取次ぎの引受けについて、大蔵省令で定めるところにより、申込者をして、当該取次者に取次証拠金を預託させることができる。

③　会員は、証券先物取引等の受託について、大蔵省令で定めるところにより、委託者又は取次者（当該証券先物取引等が、前項の規定に基づく取次証拠金の預託を申込者から受けていない取次者から受託した取次証券先物取引等である場合にあつては、申込者）をして、当該会員に委託証拠金を預託させることができる。

④　証券取引所は、大蔵省令で定めるところにより、第一項の規定に基づき預託を受けた取引証拠金を管理しなければならない。

⑤　第一項の取引証拠金、第二項の取次証拠金及び第三項の委託証拠金は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

⑥　第百二十一条第一項の規定は、第一項の取引証拠金（大蔵省令で定めるものに限る。）について準用する。この場合において、同条第一項中「有価証券の売買等」とあるのは、「証券先物取引等」と読み替えるものとする。

（改正前）

第百八条の三　証券取引所は、定款の定めるところにより、会員をして、証券先物取引等について、取引証拠金を預託させることができる。

（②～④　新設）

②　前項の取引証拠金は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

③　第百二十一条第一項の規定は、第一項の取引証拠金について準用する。この場合において、同条第一項中「有価証券の売買取引等」とあるのは、「証券先物取引等」と読み替えるものとする。

【平成10年6月15日 法律第106号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第121号】 （改正なし）

【平成9年12月12日 法律第120号】 （改正なし）

【平成9年12月10日 法律第117号】 （改正なし）

【平成9年6月20日 法律第102号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第56号】 （改正なし）

【平成9年5月21日 法律第55号】 （改正なし）

【平成8年6月21日 法律第94号】 （改正なし）

【平成7年6月7日 法律第106号】 （改正なし）

【平成6年6月29日 法律第70号】 （改正なし）

【平成5年11月12日 法律第89号】 （改正なし）

【平成5年6月14日 法律第63号】 （改正なし）

【平成5年5月12日 法律第44号】 （改正なし）

【平成4年6月26日 法律第87号】 （改正なし）

【平成4年6月5日 法律第73号】 （改正なし）

【平成3年10月5日 法律第96号】 （改正なし）

【平成2年6月29日 法律第65号】 （改正なし）

【平成2年6月22日 法律第43号】 （改正なし）

【平成元年12月22日 法律第91号】 （改正なし）

【昭和63年5月31日 法律第75号】

（改正後）

第百八条の三　証券取引所は、定款の定めるところにより、会員をして、証券先物取引等について、取引証拠金を預託させることができる。

②　前項の取引証拠金は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

③　第百二十一条第一項の規定は、第一項の取引証拠金について準用する。この場合において、同条第一項中「有価証券の売買取引等」とあるのは、「証券先物取引等」と読み替えるものとする。

（改正前）

第百八条の三　証券取引所は、定款の定めるところにより、会員をして、先物取引について、売買証拠金を預託させることができる。

②　前項の売買証拠金は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

③　第百二十一条第一項の規定は、第一項の売買証拠金について準用する。この場合において、同条第一項中「有価証券市場における売買取引」とあるのは、「先物取引」と読み替えるものとする。

【昭和60年6月21日 法律第71号】

（改正後）

第百八条の三　証券取引所は、定款の定めるところにより、会員をして、先物取引について、売買証拠金を預託させることができる。

②　前項の売買証拠金は、大蔵省令で定めるところにより、有価証券をもつて充てることができる。

③　第百二十一条第一項の規定は、第一項の売買証拠金について準用する。この場合において、同条第一項中「有価証券市場における売買取引」とあるのは、「先物取引」と読み替えるものとする。

（改正前）

（新設）